

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

平成29年 9月25日

東広島市長 藏田 義雄

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 平成29年度 四季菜館トイレ修繕 |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 18290040 |
| (3) 物品委託役務内容 | とよさか四季菜館のトイレを洋式化し、温熱洗浄便座に交換する等の修繕を行うもの。 |
| (4) 納入・履行期間 | 契約締結日の翌日から平成29年12月28日まで |
| (5) 納入・履行（就業）場所 | とよさか四季菜館 |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 使用する契約約款 | 修繕請負契約約款 |
| (11) 契約種別 | 総価契約 |
| (12) 収入印紙 | 要 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	次のいずれか 修繕>備品・施設<小規模>修繕 設備類 修繕>備品・施設<小規模>修繕 建築類
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	平成29年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手続等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	平成29年9月25日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成29年9月25日～平成29年10月16日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無： 無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	平成29年9月25日～平成29年10月2日（午前8時30分～午後5時15分）	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 産業部 農林水産課 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館8階） 電話番号 082-420-0939 / ファックス番号 082-422-5144 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	平成29年10月5日～平成29年10月16日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	平成29年10月12日～平成29年10月13日（午前8時30分～午後5時15分）	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	平成29年10月16日 午前10時20分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類（印）	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

平成29年度四季菜館トイレ修繕仕様書

- 1 修繕名称 平成29年度四季菜館トイレ修繕（以下「本修繕」という。）
- 2 履行場所 とよさか四季菜館
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から平成29年12月28日まで

4 概要

(1) 男子トイレ

- ア 便座を暖房便座機能及び洗浄機能付き便座に更新し、使用可能な状態にする。なお、関連する電気設備の整備も含む。便器及びタンクの更新は行わない。
- イ 個室に手摺りを設置する。
- ウ トイレットペーパーホルダーを便座の位置に合わせて設置（位置調整のみ）する。
- エ 男子小便器については更新等を行わない。

(2) 女子トイレ

- ア 和式便器2基を洋式便器1基に更新し、関連給排水管との接続によりトイレを使用可能な状態にする。
- イ 個室に手摺りを設置する。
- ウ 便座を暖房便座機能及び洗浄機能付き便座に更新し、使用可能な状態にする。なお、関連する電気設備の整備も含む。
- エ トイレットペーパーホルダーを2連式に更新し、便座の位置に合わせて設置する。
- オ 個室数の変更に合わせてパーテーションを取り替え、外開きドアにする。
- カ 上記ア～オの結果不要となる排水管等の撤去、モルタル等による和式便器設置場所の埋戻し等を行う。

(3) 多目的トイレ

- ア 便座を暖房便座機能及び洗浄機能付き便座に更新し、使用可能な状態にする。なお、関連する電気設備の整備も含む。
- イ タオル掛けを撤去する。
- ウ おむつ交換用開閉式ベビーシートを設置する。
- エ ベビーチェア（平壁設置タイプ）を設置する。

【施工前】

男子トイレ	洋式1基
女子トイレ	和式2基
多目的トイレ	洋式1基

【施工後】

男子トイレ	洋式1基
女子トイレ	洋式1基
多目的トイレ	洋式1基

※男子トイレの小便器は更新等を行わない。

5 仕様材料、数量等

別紙1 「四季菜館トイレ修繕数量等明細書」のとおり。

6 作業位置図

別紙2 修繕箇所図及び現況写真

7 使用材料の仕様及び作業上の注意等

- (1) 使用材料に添付の取扱説明書等に記載のない事項については、国土交通省官庁営繕部が制定した公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成28年版 5章「建具改修工事」及び6章「内装改修工事」に定めるところによる。
- (2) 数量等明細書に記載した参考型式以外の機材を使用するときは、参考型式と同等以上の品質・性能を有することを示す書類を発注者に提出し、事前に承認を得ること。
- (3) 本修繕は、電気工事士法（昭和35年法律第139号）その他関係法令を遵守して実施すること。

8 事前見学等

修繕対象施設の事前見学は、事前に申し出た上で、平成29年9月29日までに発注者が認めた時間帯において見学を認めることとする。ただし、現場での口頭による質疑応答は認めないため、質問がある場合は入札公告に定めるところにより、所定の期日までに提出することとする。（質問書提出期限：平成29年10月2日）

9 その他

- (1) 履行場所の施設の営業時間内にあっても、本修繕を実施することはできるが、その際には、修繕の受注者は履行場所の施設の運営に影響が出ないよう配慮すること。
- (2) 本修繕の実施期間中、履行場所の施設の利用者及び周辺住民の安全に十分配慮すること。
- (3) 本修繕の作業日程は、あらかじめ発注者と協議すること。
- (4) 受注者は、本修繕の実施にあたり修繕請負契約約款（以下「約款」という。）第11条により修繕実施責任者を定めて発注者に通知すること。
- (5) 本修繕において必要となる電気、水道用水は履行場所の設備に接続して使用できるものとし、受注者に費用の負担を求めないものとする。
- (6) 本修繕において、履行場所に備付けの備品等の用具を使用したいときは、事前に発注者の承諾を得ること。また、承諾を受けてこれを使用する際は丁寧に取り扱うこと。
- (7) 本修繕では、作業員の安全に十分配慮すること。
- (8) 本修繕の実施にあたっては、原材料の包装紙等を散在させること等のないよう配慮し、衛生的な作業環境の維持に努めること。また、火気の取り扱いに注意すること。
- (9) 本修繕にあたり交換する等により取り外された部品等については、発注者の指示のあったものを除いて受注者の責任において適切に処分すること。
- (10) 修繕の各実施段階において、作業前・作業後の写真撮影を行い、作業記録として修繕完了後に提出すること。ただし、発注者が指示した場合は本修繕の完了前であっても写真の提出に応じること。
- (11) 本修繕に係る瑕疵担保責任は約款に定めるところとし、修繕に関わる製品等のメーカー保証

書を提出すること。

- (12) 本修繕にあたり、建物又は備品等を損傷したときは、受注者の責任と負担により復旧すること。
- (13) 本修繕の実施中に受注者の責めに帰すべき事由により、修繕を継続できなくなったときは、速やかに作業を中止して発注者に報告の上、発注者の指示のもと復旧すること。
- (14) 発注者は、東広島市物品の調達等に係る契約における暴力団の排除に関する要綱（平成21年10月1日訓令第47号）（以下、「暴力団排除要綱」という。）に定める事項を遵守した履行管理を行うので、受注者は、暴力団排除要綱第5条に定める不当介入を受ける等の事態となったときは、速やかに発注者に報告すること。
- (15) 本修繕に際し、本修繕関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危機並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。

10 問い合わせ先

(1) 発注担当課

産業部 農林水産課 農水産振興係
東広島市西条栄町8番29号
電話 082-420-0939
FAX 082-422-5144

(2) 修繕対象施設

とよさか四季菜館
東広島市豊栄町鍛冶屋841番地2
電話 082-432-4520

〔	通常開館日	月曜日を除く平日	午前9時00分から午後2時まで	〕
	(電話対応時間)	土曜日・日曜日・祝日	午前7時30分から午後5時まで	

別紙1 四季菜館トイレ修繕数量等明細書

(1) 男子トイレ

修繕場所 (別図参照)	現況	修繕項目				参考型式等		
		便器の 洋式化	暖房・洗浄 機能便座	手摺り の設置	建具取り替え			
男子トイレ	洋式	—	○	○	—			
						使用機材	規格等	数量
						便座	①TOTO TCF4711AM ②LIXIL CW-EA11	1台
						手すり	TOTO T113B6	1本

その他

- ①便器・タンク・便座と関連給排水管を接続し、使用可能な状態とすること。
- ②暖房・洗浄機能便座に電源を供給できるよう、既存電源コンセントに加え、1口以上の電源コンセント（100V）を増設し、暖房・洗浄機能が使用可能な状態とすること。

(2) 女子トイレ

修繕場所 (別図参照)	現況	修繕項目				参考型式等																								
		便器の 洋式化	暖房・洗浄 機能便座	手摺り の設置	建具取り替え																									
女子トイレ①	和式	○	○ コンセント 増設含む	○	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用機材</th> <th>規格等</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>便器</td> <td>①TOTO CS230B ②LIXIL BC-ZA10H</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>タンク</td> <td>①TOTO SH230BA ②LIXIL DT-ZA150H</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>便座</td> <td>①TOTO TCF4711AM ②LIXIL CW-EA11</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>手すり</td> <td>TOTO T113B6</td> <td>1本</td> </tr> <tr> <td>トイレトペーパー ホルダー</td> <td>①TOTO YH60N ②LIXIL CF-AA64</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>床 BI磁器質/施釉/50角 ベージュ系 (メーカーは問わない)</td> <td>1式 (はつり部 分のみ)</td> </tr> <tr> <td>パーテーション</td> <td>リラックスブース MT-40 ステンレス幅木 ポリエステル化粧合板 総高さ1900mm</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>	使用機材	規格等	数量	便器	①TOTO CS230B ②LIXIL BC-ZA10H	1基	タンク	①TOTO SH230BA ②LIXIL DT-ZA150H	1基	便座	①TOTO TCF4711AM ②LIXIL CW-EA11	1台	手すり	TOTO T113B6	1本	トイレトペーパー ホルダー	①TOTO YH60N ②LIXIL CF-AA64	1個	タイル	床 BI磁器質/施釉/50角 ベージュ系 (メーカーは問わない)	1式 (はつり部 分のみ)	パーテーション	リラックスブース MT-40 ステンレス幅木 ポリエステル化粧合板 総高さ1900mm	1式
使用機材	規格等	数量																												
便器	①TOTO CS230B ②LIXIL BC-ZA10H	1基																												
タンク	①TOTO SH230BA ②LIXIL DT-ZA150H	1基																												
便座	①TOTO TCF4711AM ②LIXIL CW-EA11	1台																												
手すり	TOTO T113B6	1本																												
トイレトペーパー ホルダー	①TOTO YH60N ②LIXIL CF-AA64	1個																												
タイル	床 BI磁器質/施釉/50角 ベージュ系 (メーカーは問わない)	1式 (はつり部 分のみ)																												
パーテーション	リラックスブース MT-40 ステンレス幅木 ポリエステル化粧合板 総高さ1900mm	1式																												
女子トイレ②	和式	撤去 新設便器の設置位置は、女子トイレ②とする。																												

その他

- ①各便器・タンク・便座と関連給排水管を接続し、使用可能な状態とすること。
- ②暖房・洗浄機能便座に電源を供給できるよう、個室には1口以上の電源コンセント(100V)を増設し、暖房・洗浄機能が使用可能な状態とすること。
- ③パーテーションには、手すり取り付け部分に補強材を追加すること。
- ④作業により不要となる箇所(和式便器の敷設跡等)はモルタルで埋戻し、凹凸を平準化すること。

(3) 多目的トイレ

修繕場所 (別図参照)	現況	修繕項目					参考型式等		
		便器の 洋式化	暖房・洗浄 機能便座	手摺り の設置	その他 設備設置	建具 取り替え	使用機材	規格等	数量
多目的トイレ	洋式	—	○ コンセント 増設含む	—	○	—	便座	TOTO TCF4511EAMV86 ※過剰な横荷重が便座に加わること による便座外れを防止する措置が施 されていること。	1台
							ベビーシート	①TOTO YKA24 ②LIXIL AC-OK-F11	1台
							ベビーチェア	①TOTO YKA15 ②LIXIL KFA-12	1台

その他

- ①各便器・タンク・便座と関連給排水管を接続し、使用可能な状態とすること。
- ②暖房・洗浄機能便座に電源を供給できるよう、個室には1口以上の電源コンセント(100V)を増設し、暖房・洗浄機能が使用可能な状態とすること。

別紙2 修繕箇所図及び現況写真

①男子トイレ 女子トイレ 多目的トイレ

女子トイレ①



女子トイレ建具①



女子トイレ②



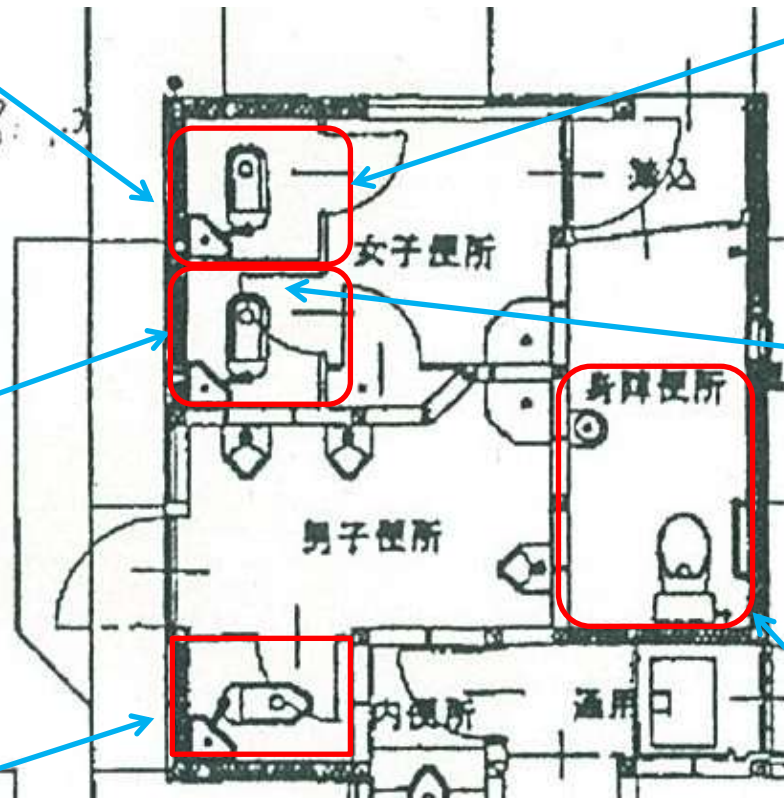
女子トイレ建具②



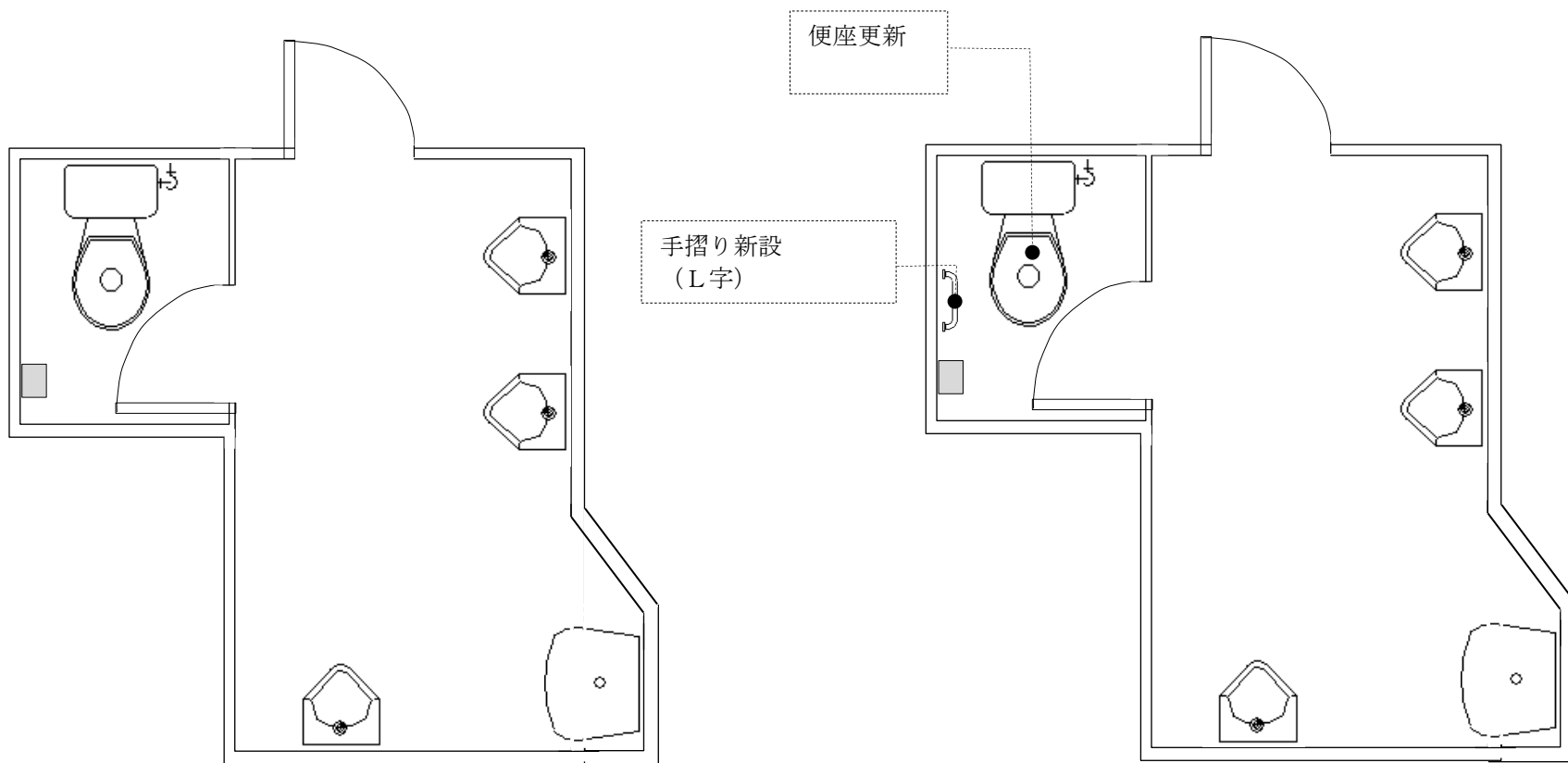
男子トイレ



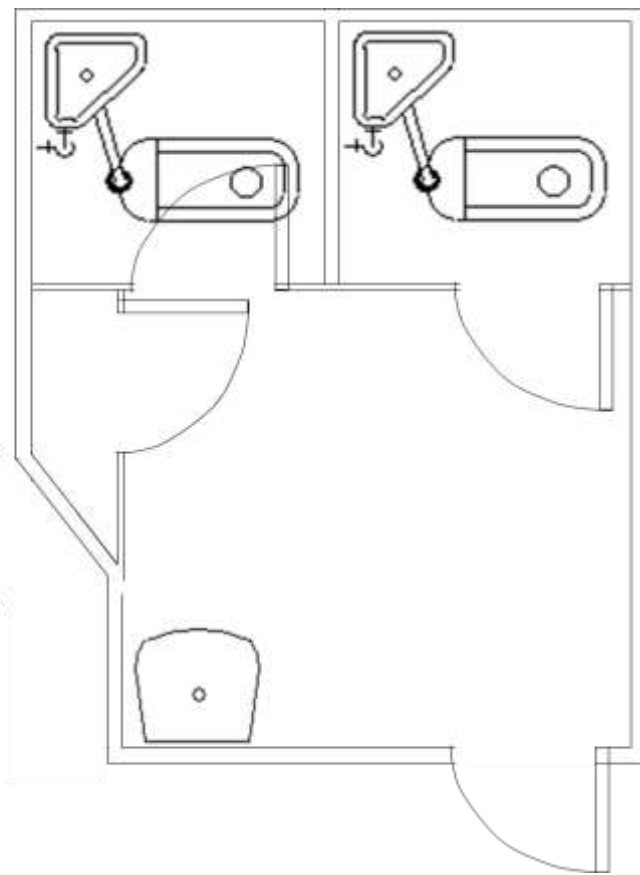
多目的トイレ



四季彩館トイレ修繕 男子トイレ修繕箇所図



四季彩館トイレ修繕 女子トイレ修繕箇所図

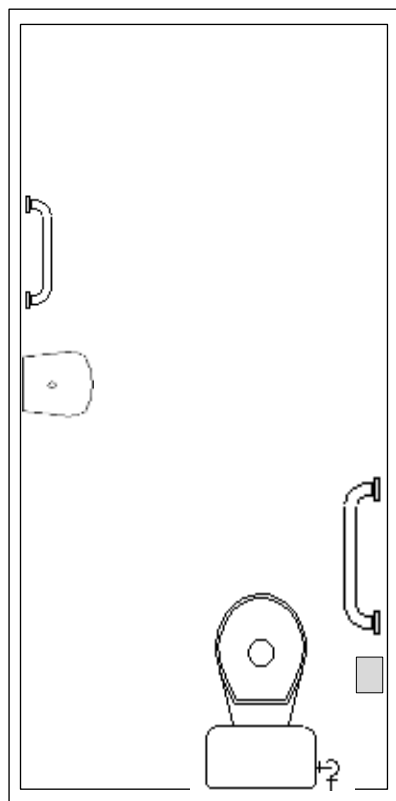


【施行前】



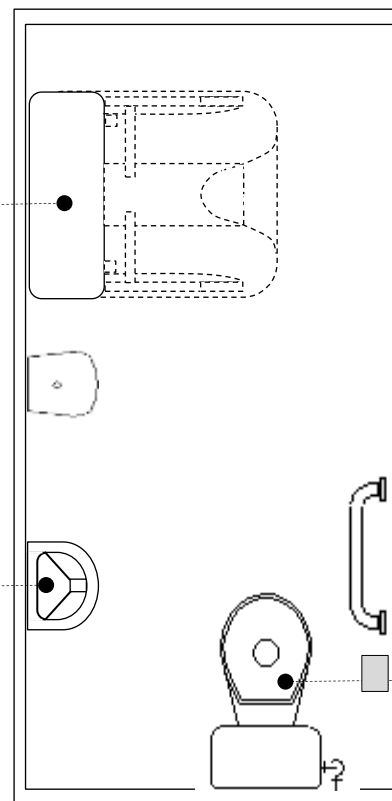
【施行後】

四季彩館トイレ修繕 多目的トイレ修繕箇所図



【施行前】

タオルハンガー
撤去
ベビーシート
新設



ベビーチェア
新設

便座更新

【施行後】